

**商 法** (配点 40 点)

【出題趣旨】

(1) 本試験問題は、会社法 339 条 2 項の取締役の解任と取締役の会社に対する損害賠償請求の問題である。取締役を株主総会決議で解任する場合、「正当の理由」があるとき、「正当な理由」がない不当な解任があったときの分岐点が、「正当な理由」の存否となる。「正当な理由」なく解任された取締役の期待権を保護するため会社に対する損害賠償請求権が取締役に付与されているので、「正当な理由」がない場合とはどのような場合なのかが問題になる。そこで、「正当な理由」の規範の定立を本問題は、【設問 1】で求めている。持病の悪化や取締役の能力に著しい問題があり、当該取締役に経営を行わしめるに当たって障害となるべき状況が客観的に生じたこと場合に、「正当な理由」があるということになる。

(2) 【設問 2】では、会社や株主がいつでも取締役の解任ができるので、解任される取締役の利益保護とのバランスを考慮する必要がある。経営の失敗をした取締役には、「正当な理由」があると考えerのかどうかを問うている。学説の対立があり、最高裁判例はないので、「正当な理由」がないという立場、「正当な理由」があるという立場のどちらの立場に立っても、その理由をしっかりと書けていけば良いであろう。

(3) 【設問 3】は、本問の P 社が、株式の譲渡制限をしている閉鎖会社であることから、残任期間が 7 年間であるので、B の解任に「正当理由」がないとした場合、B は P 社に対し 7 年間分の取締役役員報酬を請求できるか、が問題になる。閉鎖会社の特徴は、一般的には、大企業のような上場会社と違い、経営の安定性がないことが挙げられる。P 社は、7 年間分の経営が順調に進むことが明らかであれば 7 年間分の役員報酬を請求しても不当ではないが、往々にして中小企業では、順調な経営が見込めないこともありうるので、このような事情を検討したうえで、7 年間分の請求に条件 (P 社は 7 年間の順調な経営実績が予想されることを条件として) を付けて解答して欲しい。結論だけを述べることは望ましくない。

以上